

玖珠町人材育成事業補助金交付要綱

(目的)

**第1条** この告示は、研修等を行うことにより人材を育成し、町の活性化に資するため、人材育成事業に係る補助金交付の手續に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(補助金)

**第2条** この告示による補助金は、事業の実施に必要な経費の一部又は全部を玖珠町人材育成事業基金及びその他の費用をもって充てる。

(補助の対象者及び事業)

**第3条** この告示による補助の対象は、玖珠町在住者又は将来にわたり玖珠町の町づくり及び活性化等に精進できると認められる者とし、次に掲げる人材育成事業とする。

- (1) 童話の里の教育文化事業
- (2) 産業別技術研修等派遣事業
- (3) 国内及び国際交流事業
- (4) その他人材育成達成と認められる事業

(補助金交付申請)

**第4条** この告示により補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、毎年5月末日又は10月末日までに町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第2—1号）

(交付の決定)

**第5条** 町長は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査して補助金の交付の可否を決定することとする。

2 町長は、前項の規定により補助金を交付すると決定した時は、当該申請者に対し、補助金等交付決定通知書（様式第3号）を交付する。

3 町長は、前項の決定について必要な条件を付すことができる。

(事業の中止又は変更)

**第6条** 前条第2項の規定による補助金交付決定を受けた者は、その事業内容を変更し、又は事業

を中止し、若しくは廃止する場合は、直ちにその旨を町長に報告し、その指示に従わなければならない。

(事業の完了)

**第7条** 補助金交付決定を受けた者は、事業の完了後20日以内に事業完了届(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の事業完了届を受理したときは、職員をして直ちに事業の完了検査を行わせるものとする。

(補助金の交付請求)

**第8条** 補助金交付決定を受けた者は、完了検査に合格後、請求書(様式第5号)に事業費精算書を添付して、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による書類の提出があったときは、直ちに内容を審査し、事業の成果が補助金交付の決定内容に適合すると認めた場合は、速やかに補助金を交付しなければならない。

(事業実施後の責務)

**第9条** 補助金の交付を受けた者は、事業の実施に当たって知り得た知識及び情報等をなるべく多くの町民に周知させるように努めなければならない。

(その他)

**第10条** この告示に定めるもののほか、この補助金の交付に必要な事項については、玖珠町補助金等交付規則(平成7年玖珠町規則第4号)の定めるところによる。

## 附 則

この告示は、平成5年10月1日から施行する。